

●香川県告示第316号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を令和3年7月30日から同年8月13日まで東瀬戸漁業協同組合において縦覧に供する。

令和3年7月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 発起人の住所及び氏名  
高松市女木町1947番地 真田 清美  
高松市女木町25番地1 橋本 恒彦  
高松市女木町84番地 磯崎 克憲
- 2 加入区の名称  
女木島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
東瀬戸漁業協同組合